

社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金

【制度概要】

- ・ 交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上といった政策目的を実現するため、地方公共団体が作成した社会資本整備総合計画に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援。
- ・ 社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設。
- ・ 防災・安全交付金は、地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や、事前防災・減災対策の取組み、地域における総合的な生活空間の安全確保の取組みを集中的に支援するため、平成24年度補正予算において創設。
- ・ 地方公共団体は、目標や目標実現のための事業等を記載した社会資本整備総合計画を作成し、国に提出。
- ・ 国は、毎年度、当該計画に基づき交付額を算定して、交付金を交付。
- ・ 地方公共団体が、自ら整備計画の事前評価・事後評価を実施し、HP等により公表。

【交付対象】

地方公共団体等

【交付期間】

おおむね3～5年

【対象事業】

○基幹事業

社会資本整備総合計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業（社会資本整備総合交付金）

社会資本整備総合計画の目標（防災・安全対策に限る。）を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業（防災・安全交付金）

○関連事業

・ 関連社会資本整備事業

基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備事業及び公的賃貸住宅の整備に関する事業

・ 効果促進事業

基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等

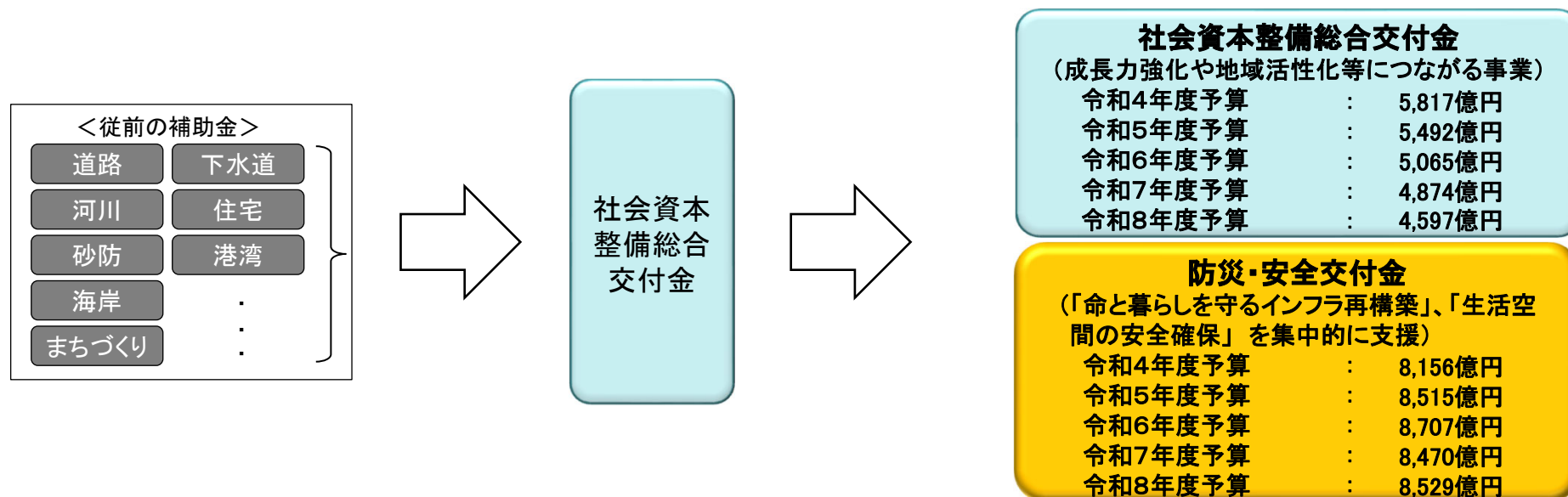
・ 社会資本整備円滑化地籍整備事業

基幹事業に先行し、又は併せて実施する国土調査法に規定する地籍調査であって、社会資本整備の円滑化に資するもの

【問合せ先】

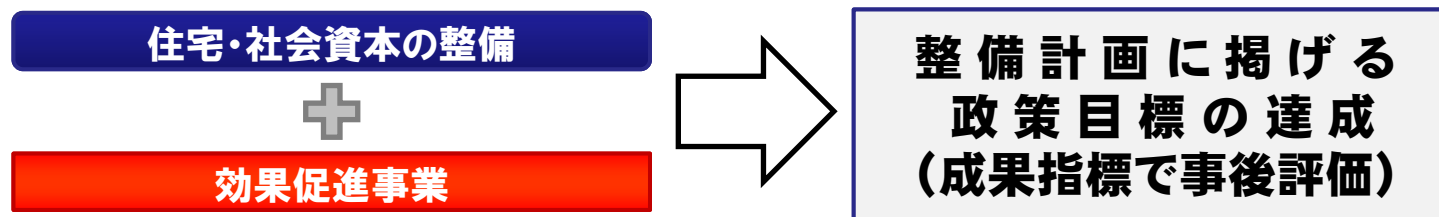
国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室 03-5253-8967（直通）

- ◇ **社会資本整備総合交付金**は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設。
- ◇ **防災・安全交付金**は、地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や、事前防災・減災対策の取組み、地域における総合的な生活空間の安全確保の取組みを集中的に支援するため、平成24年度補正予算において創設。



両交付金の概要

- ◇ 地方公共団体は、地域が抱える政策課題を自ら抽出し、定量的な指標による目標を設定した、おおむね3～5年の「社会資本総合整備計画」を作成。(国は整備計画に対して国費を配分)
- ◇ 計画へ配分された国費の範囲内で、地方公共団体が自由に計画内の各事業(要素事業)へ国費を充当。
- ◇ 基幹事業(道路、河川等の17事業)の効果を一層高めるソフト事業(効果促進事業)についても、一定の範囲内で創意工夫を生かして実施可能。
- ◇ 地方公共団体が、自ら整備計画の事前評価・事後評価を実施し、HP等により公表。



住宅・社会資本の整備		効果促進事業
基幹事業		
○ 道路 ○ 港湾 ○ 河川 ○ 砂防 ○ 上下水道 ○ 海岸 ○ 都市公園 ○ 市街地 ○ 住宅 ○ 住環境整備 ○ 地域公共交通再構築 等		○計画の目標実現のため基幹事業と一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業・事務 ○全体事業費の2割目途
(社会資本整備総合交付金の例) ・産業・観光振興等による活力ある地域の形成 例) 都市公園の整備 	(防災・安全交付金の例) ・インフラ老朽化対策 例) 公園施設の改修 	(社会資本整備総合交付金の例) ・観光情報の発信(観光案内情報板の整備、観光PR等) ・社会実験(シェアサイクル、道路の歩行者優先化等) ・計画検討・策定(住生活基本計画等) 
・民間投資を誘発する取組 例) PFI等を活用した下水汚泥固形燃料化施設等の導入 	(防災・安全交付金の例) ・生活空間の安全確保 例) 自転車通行空間の整備 	(防災・安全交付金の例) ・ハザードマップの作成・活用 ・防災教育、防災訓練の実施 ・災害時のための資機材整備(マンホールトイレ、可搬式ポンプ、災害用井戸等) ・遊具の修繕 
	堤防決壊  ・事前防災・減災対策 例) 流域治水対策(風水害・土砂災害への対策)	例) 防災訓練の実施 

※このほか、社会資本整備円滑化地籍整備事業(社会資本整備と地籍調査の連携を図り、社会資本のストック効果の最大化等を図る観点から行う地籍整備事業)等がある。

- 急速な人口減少・少子高齢化により、運転者等の担い手が不足し、減便・廃止が相次ぐなど供給が減少する一方で、免許返納、学校や病院等の統廃合等により社会的需要が拡大。
- 地域の「暮らし」と「安全」を守るための基盤としての地域交通については、その利便性、生産性、持続可能性を高めるための地域交通のリ・デザインを引き続き全面展開する。『「交通空白」解消に向けた取組方針 2025』に基づき、集中対策期間における全国約 2,500 の「交通空白」解消に向けた、地方公共団体や公共交通事業者等による地域の実情に応じた移動手段の確保・維持の取組を進める。

地域公共交通確保維持改善事業等
令和7年度補正 352億円、令和8年度 206億円
 ・社会資本整備総合交付金（地域交通関係）
 ：令和7年度補正 510億円の内数、令和8年度 4,597億円の内数
 ・鉄道施設総合安全対策事業費
 ：令和7年度補正 50億円の内数、令和8年度 45億円の内数
 ・訪日外国人旅行者受入環境整備
 ：令和7年度補正 78億円の内数、令和8年度 19億円の内数

「取組方針2025」に基づいた「交通空白」の集中的解消

複数の自治体、交通事業者等の共同化・協業化

■ 共同化・協業化による地域交通の持続可能性確保

- 複数の自治体、交通事業者等の共同化・協業化の後押し
 (運転者や車両等の輸送資源を共同化してサービスを提供する場合における調査、合意形成、車両・システム・運行費等への支援)



複数事業者による共同化

- 『「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム』パイロット・プロジェクト推進
 (複数分野の地域の輸送資源のフル活用の推進等)

- 自治体等を核とした地域交通の連携体制強化
 (地域公共交通計画の検討、関係事業者との連携、移動手段の提供等の自治体が担うべき機能を補完・強化する団体の立ち上げ、人材育成、運営等への支援)

- デジタル技術活用による事業者・他分野連携の推進

■ 地域公共交通計画・協議会のアップデート等への支援

- 「交通空白」解消に向けた実態把握・モビリティデータの利活用や、共同化・協業化等に必要な地域公共交通計画の策定・変更 への支援
- 共同化してサービスを提供するための事業計画策定 等への支援

■ 財政投融資（共同化・協業化、DX・GX投資への出融資）

※ 新たな制度的枠組みの構築を併せて実施

■ 集中対策期間における「交通空白」解消

- デマンド交通・公共ライドシェア等の移動手段確保の後押し
 (調査・計画策定・合意形成、車両・システム・運行費等の支援)



公共ライドシェア

訪日外国人旅行者6,000万人に向けた「観光の足」の確保

■ 訪日外国人旅行者受入環境整備（観光庁予算）

- 公共/日本版ライドシェア等活用による観光地の二次交通の高度化
- 乗場・待合環境整備等の二次交通へのアクセスの円滑化
- 多言語対応、キャッシュレス決済の普及や、観光車両導入等の公共交通機関における受入環境整備、誘客や周遊円滑化に向けた路線バス等の二次交通基盤整備

自動運転の事業化促進など地域交通の生産性向上等の推進

■ 自動運転の事業化に向けた重点支援

- 地域交通DX(COMmmmons等)による生産性等の向上
 (システム標準化の推進、キャッシュレス決済の導入等支援)
- EV車両・自動運転車両等の先進車両導入支援



自動運転バス

■ ローカル鉄道再構築

(再構築に向けた協議の場の設置、調査・実証事業を支援)

- 地域公共交通再構築（社会資本整備総合交付金）
 (地域交通ネットワーク再構築に必要なバス・鉄道施設整備支援)



ハイブリッド気動車イメージ
新造車両・ICカードの導入

地域公共交通の維持・確保等

■ 生活の基盤となる地域公共交通の維持確保等

- 離島航路、離島航空路、幹線・地域内フィーダー系統の運行費等に対する支援
- バリアフリー対応車両導入や施設整備等、公共交通機関のバリアフリー化支援
- 地域鉄道における安全対策
- 安全に問題があるバス停の移設等

水道未普及地域解消事業

1. 事業目的

水道は、98.2%（令和5年度末時点）の高い普及率に達し、国民の生活の基盤として必要不可欠なものとなっている。

しかしながら、未だ水道を利用できない未普及人口が存在している。この水道未普及の早期解消を図り、公衆衛生の向上及び生活環境の改善に資する。

2. 事業内容

水道が布設されていない農山漁村等について、市町村が策定する「水道未普及地域解消計画」に基づく簡易水道等施設の整備

3. 事業採択要件

①新設

- ・経営実態が一体である事業が存在せず、既存の水道と接続せず、橋で連絡されていない島又は既存の水道事業の給水区域から道路延長距離で原則10km以上離れた地域における簡易水道施設の新設
- ・経営実態が一体である事業が存在せず、既存の水道と接続せず、橋で連絡されていない島又は既存の水道事業の給水区域から道路延長距離で原則10km以上離れた地域における10人以上100人以下の飲料水供給施設の新設

②広域簡易水道

- ・簡易水道を布設し得る条件を備えたいくつかの地域の相互間の距離が200m以上の連絡管で連絡し、5,000人を超える給水人口を有する水道施設の新設

③飛地区域

- ・既存の水道事業から原則として200m以上離れた地域に、既存の水道事業の経営による水道施設の整備を行う事業、あるいは、当該地域又はその周辺で水源の確保が困難なため、同一行政区域内に存する水道事業から浄水を受けて行う水道のうち、水道事業の給水区域からの距離が200m以上の連絡管で連絡した水道施設の整備

④給水区域内無水源

- ・既認可給水区域内の水道未普及地域（101人以上5,000人以下）に対し、現在給水されている区域から200m以上の連絡管で連絡した水道施設の整備

⑤区域拡張

- ・簡易水道又は飲料水供給施設の給水区域拡張（簡易水道施設については給水人口10人以上、飲料水供給施設については従前の給水人口の20%以上）に伴う水道施設の整備

4. 事業主体 地方公共団体

5. 補助率 4/10、1/3、1/4

[担当課：水管理・国土保全局水道事業課]

地方生活基盤整備水道事業

1. 事業目的

農山漁村地域における、ライフスタイルの多様化（水洗トイレ、シャワー等の普及）に対応するため、地方生活基盤整備水道事業計画に基づき簡易水道施設の整備促進し、公衆衛生の向上及び生活環境の改善に資する。

2. 事業内容

簡易水道施設の水量・水圧をアップし、ライフスタイルの多様化に対応する。
（下水道、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設に見合う水道施設の整備）

3. 事業採択要件

- ① 下水道、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備が行われる（既に整備されたものを含む。）ことにより、今後 10 年以内に給水能力が不足することが見込まれる地域であって、一般廃棄物処理基本計画中の生活排水処理基本計画に基づき今後 10 カ年以内に整備される生活排水処理施設整備事業と整合のとれた簡易水道施設の整備事業
- ② 3 階以上 5 階までの直結給水を可能とするために必要な簡易水道施設の整備事業

4. 事業主体 地方公共団体

5. 補助率 4/10、1/3、1/4

[担当課：水管理・国土保全局水道事業課]

1 国庫補助の目的

水道事業又は水道用水供給事業を営営する地方公共団体に対し、その事業に要する経費のうち一部を補助（交付）することにより、国民生活を支えるライフラインである水道について、水道施設の耐災害性強化及び水道事業の広域化を図るとともに、安全で良質な給水を確保するための施設整備等を進める。

2 国庫補助の概要

水道施設整備費（個別補助）

令和8年度当初予算 204億円

【概要】水道事業又は水道用水供給事業を営営する地方公共団体に対し、安全で質が高い持続的な水道を確保するため、その事業の施設整備に要する費用の一部を補助する。

【主な事業】

- 簡易水道等施設整備費補助 ・ 布設条件の特に厳しい農山漁村における簡易水道の施設整備・分散型システム導入事業
- 水道水源開発等施設整備費補助 ・ ダム等の水道水源開発施設整備事業、遠距離導水等施設整備事業
 - ・ 基幹浄水施設の停電・土砂災害・浸水災害対策等のための水道施設機能維持整備事業
 - ・ 水道システムの「急所」となる施設の耐震化を計画的・集中的に支援するための水道基幹施設耐震化事業
 - ・ 早期に給水機能を確保するために整備する可搬式浄水施設・設備の費用を支援するための水道広域的災害対応支援事業
 - ・ 水源水質の悪化に対処するための高度浄水施設等整備事業
 - ・ 重要管路の老朽化対策のための水道施設リダンダンシー強化事業及び重要水道管路更新事業
 - ・ 水道の基盤強化を推進するための水道広域連携推進事業

防災・安全交付金

令和8年度当初予算 8,529億円の内数

【概要】地方公共団体が作成する「社会資本総合整備計画」に基づく事業の実施に要する経費に対して交付金を交付する。

【主な事業】

- 水道総合地震対策事業 ・ 重要施設に接続する配水管の耐震化や災害等緊急時における給水拠点の確保のために行う配水池の整備等
- 水道施設アセットマネジメント推進事業 ・ 基幹管路等の更新、分散型システムの導入等
- 水道事業運営基盤強化推進事業 ・ 水道基盤強化計画の策定、広域化に資する施設整備等

上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費（個別補助）

令和8年度当初予算 39億円

【概要】上下水道一体での効率化・基盤強化の取組を強力に進め、効率的で持続的な上下水道事業を実現するための事業に要する費用の一部を補助する。

【主な事業】

- 上下水道施設再編推進事業 ・ 流域全体として最適な上下水道施設の施設再編の検討を推進するための計画策定事業
- 上下水道施設耐震化推進事業 ・ 上下水道が連携した耐震化を推進するための計画策定事業
- 官民連携等基盤強化推進事業 ・ 「水の官民連携」（ウォーターPPP）の導入を加速化するための導入検討事業
- 上下水道DX推進事業 ・ DXによる業務効率化等のため、先端技術を活用した設備の導入事業

3 補助対象等

○補助対象：地方公共団体 等 ○補助率：1／4、1／3、4／10 等

特定環境保全公共下水道事業（昭和 50 年度制度創設）

【目的】

都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

【事業主体】

（原則）市町村

【事業内容】

公共下水道のうち市街化区域（市街化区域が設定されていない都市計画区域にあたっては、既成市街地及びその周辺の地域）以外の区域において設置されるものを特定環境保全公共下水道という。

第 3 次下水道整備五箇年計画（昭和 46 年度～50 年度）のもとで実施された下水道事業は、下水道整備緊急措置法により都市計画事業として行うものに限られていた。しかしながら自然公園や農山漁村等、都市計画区域外においても下水道整備を行う必要が認められ、昭和 50 年度に「特定環境保全公共下水道」の名称で事業が実施されることになった。

従来、特定環境保全公共下水道事業は、事業の対象地区に係る計画排水人口が概ね 1,000 人以上 10,000 人以下であることが採択の要件となっていたが、昭和 61 年度より採択基準が改訂され、水質保全上等特に緊急に下水道整備を必要とする地区においては、概ね 1,000 人未満の規模の特定環境保全公共下水道事業も実施できることとなった。（簡易な公共下水道）

【対象要件】

特定環境保全公共下水道事業で交付対象事業となるものは、次の要件に該当するものとする。

- ①事業の対象地区に係る計画排水人口が概ね 1,000 人以上 10,000 人以下であること。
ただし、水質保全上など特に緊急に下水道整備を必要とする地区はこの限りではない。
- ②自然保護のために施行されるものにあつては、自然公園法第 2 条に該当する地区であること。（自然保護下水道）
- ③生活環境の改善を図るために施行されるものにあつては、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。（農山漁村下水道）
 - 1）事業の対象区域に係る計画排水人口の密度が原則として 1 ヘクタール当り 40 人以上であること。
 - 2）市街化区域における生活環境の改善を目的として施行される公共下水道または流域下水道の整備に合わせ、これと一体的に行うことが効率的であること。

【国費率】

管渠等	1 / 2
終末処理場（用地買収、ポンプ場等）	1 / 2
終末処理場（処理施設等）	5 . 5 / 1 0

※ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率。

（担当課：水管理・国土保全局 下水道事業課）

公共下水道事業（昭和 33 年度制度創設）

【目的】

都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全に資することを目的とする。

【事業主体】

（原則）市町村

【事業内容】

公共下水道は、主として市街地における下水を排除し又は処理するために、地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

終末処理場を有するものを単独公共下水道、流末を流域下水道に接続する形態をとるものを流域関連公共下水道と呼んでいる。

公共下水道事業は原則として市町村が行うが、2 以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは設置することが困難であると認められる場合には、都道府県が事業を実施することができる。

【対象要件】

公共下水道事業（特定公共下水道、特定環境保全公共下水道を除く）で交付対象事業となる地域は、次に掲げる要件を満たすものであること。

①特定環境保全公共下水道事業の対象要件に該当しないもの。

②新たに下水道法第 2 条第 3 号イの公共下水道事業を実施する都市にあっては、都市計画区域内であるもの。

【国費率】

管渠等 1 / 2

終末処理場（用地買収、ポンプ場等） 1 / 2

終末処理場（処理施設等） 5 . 5 / 1 0

※ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率。

（担当課：水管理・国土保全局 下水道事業課）

かわまちづくり支援制度

～良好なまち空間と水辺空間の形成～

河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指します。

○事業概要

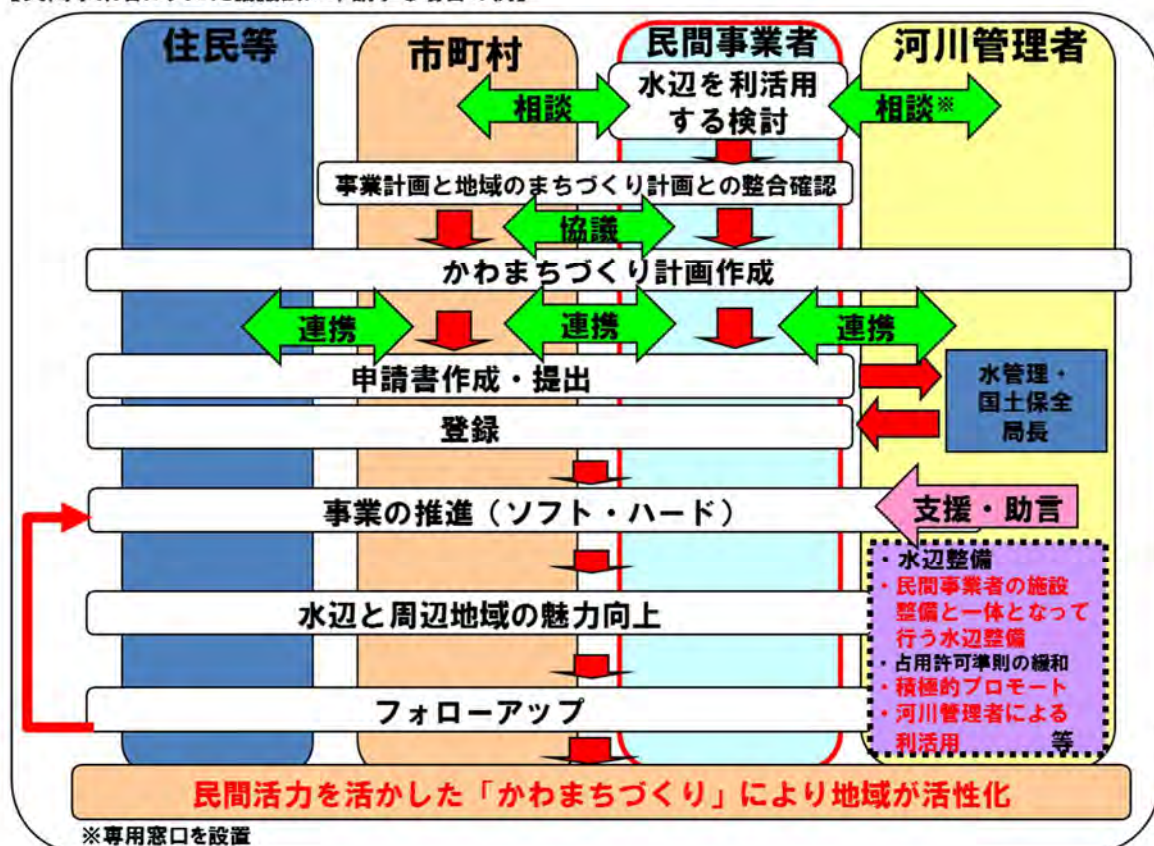
ソフト支援：優良事例等に関する情報提供のほか、河川敷のイベント広場やオープンカフェの設置等、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とする「都市・地域再生等利用区域」の指定等を支援。

ハード支援：治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援。



管理用通路をフットパスとして活用（最上川）

【民間事業者が入った協議会が申請する場合の例】



図：かわまちづくりの流れ

生活貯水池整備事業

【目的及び事業の概要】

山間部や半島部、島しょ部等の地域における局地的な水需要は、日量数百 m^3 程度のものが数多くあり、これらの水源のほとんどが井戸水や溪流に依存しています。この水源は、渇水時の取水の安定性や水質に問題を生じることがあり、また、これらの地域は治水安全度が低く、早急な治水・利水対策が必要となっています。

このような地域の小河川における局地的な治水・利水対策を目的として生活貯水池により事業の推進を図ります。



おおうち
大内生活貯水池（秋田県）



ゆめん
湯免生活貯水池（山口県）

【事業主体】

都道府県

【採択基準】

補助多目的ダム建設事業および補助治水ダム建設事業で実施

【沿革】

昭和63年度 制度創設

（担当課 水管理・国土保全局治水課）

セイフティ・コミュニティモデル事業

目 的

土砂災害危険箇所を含む一連の地区において、砂防・地すべり対策・急傾斜地崩壊対策事業を集中的に実施するとともに、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止工事の実施に伴う残土を利用して地域計画に配慮した安全な地帯の創出計画（セイフティ・コミュニティプラン）を作成し、これにもとづき事業を実施することにより土砂災害対策に万全を期するとともに、地域整備に寄与することを目的とする。

対 象 地 区

過去に土砂災害を受けたことのある地区、あるいはおそれの高い地区で災害防止のため抜本的な対策が必要な地区。

事 業 内 容

- ①「セイフティ・コミュニティプラン」の作成
- ②砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設による整備

【科 目】

砂防事業費、地すべり対策事業費、社会資本整備総合交付金、防災・安全社会資本整備交付金、沖縄振興公共投資交付金の中で実施

【負 担 率】

- ・負担率 本体事業に準じる（2/3等）

【沿 革】

- ・昭和62年度より実施
- ・平成2年度 地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を追加



●土砂災害の危険性の高い山間地に安全地帯を創出（栃木県日光市足尾町 渡良瀬川）

担当課（水管理・国土保全局砂防部砂防計画課、保全課）

市町村道の新設及び改築事業の都道府県代行制度

【事業の趣旨】

山村振興法に基づく振興山村における基盤施設である道路を整備し、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上等を図ることを目的とする。

【事業の内容】

振興山村における基幹的な市町村道で国土交通大臣がその整備を図ることが特に緊要であると認めて指定するもの（基幹道路）の新設及び改築については、他の法令の規定にかかわらず、山村振興基本方針及び山村振興計画に基づいて、都道府県が行うことができる。

【事業期間】

制限は無し

【採択要件】

国土交通大臣の指定する基幹道路における市町村道の新設及び改築事業

・基幹道路の指定基準

1. 集落（戸数 25 戸以上。以下同じ）とこれと密接な関係にある集落とを連絡する道路
2. 集落と主要交通・流通施設（港湾・飛行場・鉄道もしくは軌道の停車場・卸売 市場その他流通業務のために必要な施設）・主要公益的施設（主要な教育施設・医療施設・官公庁施設・購買施設・地域における共同の福祉又は利便のために必要な施設）または主要生産施設（共同選果場・共同集出荷貯蔵施設・木材集荷場等の施設）とを連絡する道路
3. 主要交通・流通施設・主要公益的施設・主要生産施設または主要観光地相互において密接な関係を有するものとを連絡する道路
4. 集落・主要交通・流通施設・主要公益的施設・主要生産施設または主要観光地と密接な関係にある一般国道、都道府県道または一級市町村道を連絡する道路
5. 地方の開発または整備のために必要な道路

【事業主体】

都道府県

（担当課：道路局環境安全・防災課）

特定居住支援法人モデル構築実証調査

(特定居住支援法人によるマッチングの支援)

- 令和6年、二地域居住を促進するための活動や調査を行う法人（特定居住支援法人）の市町村による指定制度が創設。
- この法人には、特に、二地域居住希望者と地域の人材ニーズのマッチングや、空き家など生活環境の提供を調整する役割が期待されている。
- 特定居住支援法人の取組について、モデルとなるものの構築を支援し、指定拡大や取組内容の充実を後押しするもの。
- 都道府県をまたぐもの、全国的な法人によるもの等の広域にわたるものから、地域密着の取組まで幅広い態様に応じた支援を行う。



取組例

【目的】

広域型

都市部の二地域居住希望者と受入地域のニーズをマッチングし、Webプラットフォームや交流イベント等を通じて、潜在的な希望者を掘り起こし、情報発信・相談支援等を行うことで、広域的なネットワークにより多様な選択肢を提供する。

【取組例】

- ・Webマッチングプラットフォーム構築
- ・都市部での説明会・交流イベント開催
- ・オンライン相談窓口設置
- ・二地域居住モデル事例の発信

- ・都市部企業との連携促進
- ・空き家情報等のデータ整備・提供
- ・地域体験プログラムのパッケージ化
- ・マッチングイベント開催、潜在層発掘

【目的】

地域密着型

地域における二地域居住者へのニーズを丁寧に整理・分析し、空き家活用等の住環境整備、二地域居住者向けのなりわい提供、コミュニティ形成を通じて二地域居住者の定着を支援し、地域の活性化と持続可能な暮らしの基盤を構築する。

【取組例】

- ・地域ニーズの収集・整理
- ・二地域居住希望者と地域住民との交流
- ・地域案内・生活サポート等の人材育成
- ・空き家改修支援の体制整備

- ・地域内求人情報の集約・発信
- ・受入体制のガイドライン策定
- ・地域の農業・文化の体験イベントの実施
- ・相談・交流の場の設置によるコミュニティ形成

二地域居住先において安心して生活できる受入れ体制を構築することで、二地域居住を通じた新たな人の流れを創出・拡大

二地域居住先導的プロジェクト実装事業

(二地域居住の促進に向けた先導的な施策の実装)

- 二地域居住等の促進にあたる様々な課題解決に向けて、官民連携による持続的な取組モデルの構築を図っていく必要がある。
- 特に、二地域居住の負担軽減を持続的に図っていく仕組みづくりや、ふるさと住民登録制度とも連携した取組、事前防災等の災害対策にも資する取組等の先導的なプロジェクトを実証・実装し、その課題や効果・影響等を検証することにより、課題の解決に資する対策や取組等の実装を支援する。

中長期的な課題の解決に向けたパッケージプロジェクトへの支援

- ・中長期的に検討すべき課題の解決のため、交通事業者、不動産会社等の民間事業者や自治体が実施する実証的なモデル事業をハード・ソフト両面からパッケージで支援する。
- ・二地域居住の様々な課題について、先導的なモデルとなる官民連携のプロジェクトを支援するもの。特に、下記テーマについては重点的な対象として評価。

【特定テーマ】 ・二地域居住者の負担軽減のための持続可能な取組 ・ふるさと住民登録制度との連携に向けた取組 ・事前防災等の災害対策に資する取組

【支援の前提となる要件】

- ・核となる自治体に特定居住促進計画があり、かつ核となる民間法人が特定居住支援法人に指定されていること（案段階でも事業実施までの策定・指定でも可。）
- ・官民双方の核となる主体が全国二地域居住等官民連携プラットフォームに参画していること

【支援対象経費】

・調査検討に要する経費

中長期的な課題の解決に向けた実施計画策定・コンソーシアム運営、広報・広告、関係者の意見交換・合意形成、実施体制・仕組みの構築等の検討経費

※交通運賃、宿泊費等、利用者への直接的な補助は除く

・実証実施に要する経費

中長期的な課題の解決に向けた交通定額化や二地域居住証明等に必要なシステム等の整備・改修、区域外教育・保育の円滑運用の実証、二次交通の確保、お試し居住施設の整備、コワーキングスペースの整備等に要する経費

【補助率】

・調査検討に要する経費

定額

・実証実施に要する経費

1 / 2

【事業主体】

・地方公共団体と民間事業者等とのコンソーシアム

※実施地方公共団体による特定居住促進計画の策定及び特定居住支援法人の指定は必須

二地域居住者の負担の軽減や二地域居住先の居住環境の整備等への一体的な支援を通じて、対策の効果が相乗的に発揮されることにより、二地域居住者が増加し、新たな人の流れの創出・拡大が図られ、地域の活性化につながる。

【R7補正・R8当初】地域生活圏形成リーディング事業

- 人口減少、少子高齢化が進むことにより、地域の暮らしを支える中心的生活サービス提供機能が低下・喪失するおそれがある中、日常の暮らしに必要なサービスが持続的に提供される「**地域生活圏**」の形成を目指すことが重要であり、その担い手である**主体の育成が急務**である。その際には、①官民パートナーシップによる「主体の連携」、②分野の垣根を越えた「事業の連携」、③行政区域にとらわれない「地域の連携」の観点を踏まえることが必要になる。
- 「地域生活圏形成リーディング事業」では、「**地域生活圏**」の形成に資する**先導的な取組や人材育成**に対し費用の支援を行うことにより、地域の多様なステークホルダーから構成される**主体の育成**を図り、将来に向かって自立可能な事業を構築する「地域生活圏」の形成を強力に推進する。

1. 先導的な取組への支援

- 地域の課題把握や必要とされるサービスの検討や、官民が連携した主体のもとで行われる事業に対し支援を行う。

【支援対象者】

共助・共創の観点から日常の暮らしに必要なサービスの提供に取り組んでいる民間団体を含む、官民で構成される協議会

【支援対象経費】

- ・「地域生活圏」の形成に向けた事業実施のための関係者の合意形成・意見聴取、連携・実施体制の構築、協議会開催等に要する経費
- ・日常の暮らしに必要なサービスの持続的な提供に向けた利便性の向上・複合化、地域内経済循環、新たな共助の仕組みの構築・構想検討に要する調査等経費
- ・「地域生活圏」の形成に向けた事業の実施に要する経費（拠点、設備、システムの導入・改修費、広告宣伝費、研究開発費等）

【支援額】

- ・ポイント①及び②を満たす主体：支援対象経費の1/2
 - ・ポイント①～③の全てを満たす主体：支援対象経費の2/3
- ※官民連携は必須、双方ともに上限3,000万円

<地域経営のポイント> = 地域生活圏の3要素

- ① 官民パートナーシップによる「主体の連携」
- ② 分野の垣根を越えた「事業の連携」
- ③ 行政区域にとらわれない「地域の連携」

2. 人材育成への支援

- 地域生活圏の形成に向けて、主体的かつ継続的に取り組む人材を育成する事業に対し支援を行う。

【支援対象事業者】

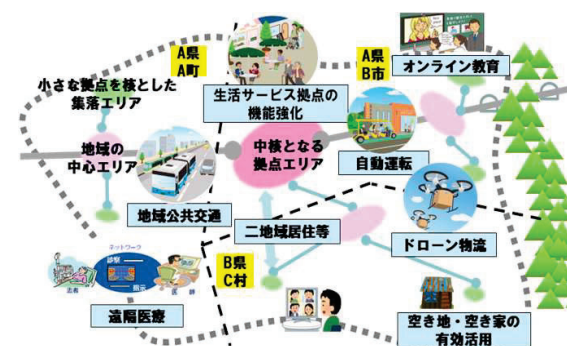
都道府県・市町村、民間事業者

【支援対象経費】

地域課題の解決に取り組む人材育成に関する取組実施経費

【支援額】

定額（上限500万円）



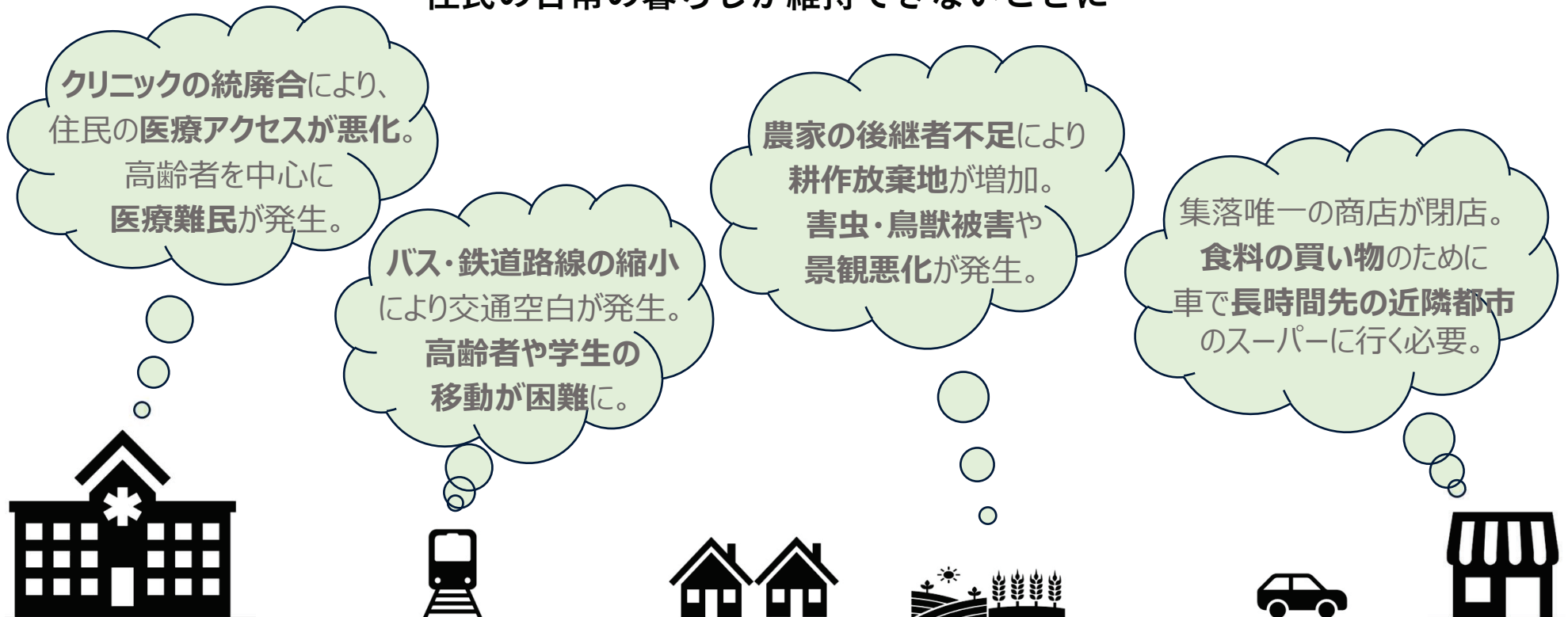
地域生活圏の形成イメージ

地域の暮らしの現状

人口減少の荒波により、地域の人口・資源は縮小。暮らしの維持のためにはより一層の工夫が必要であるが…

- 地域経営は、自治体のみで行われることが多いが、財政・人的制約等が大きい。民間は参画していない。
- 各種生活サービス等が、事業主体・分野毎に実施されており、事業間の連携が図られていない。
- 地域経営が、行政区画に縛られて行われており、地域間の連携が図られていない。

こうした官民・事業・地域の“バラバラ”状態では、
人口減少の荒波に地域が適応できず、
住民の日常の暮らしが維持できないことに…



人口減少下における地域づくりのカギ ～民間の地域経営主体を中心とした「地域生活圏」の形成～

- 国土交通省では、全国の地域づくりにおけるいくつかの先進事例を視察し、以下の共通項があると分析。

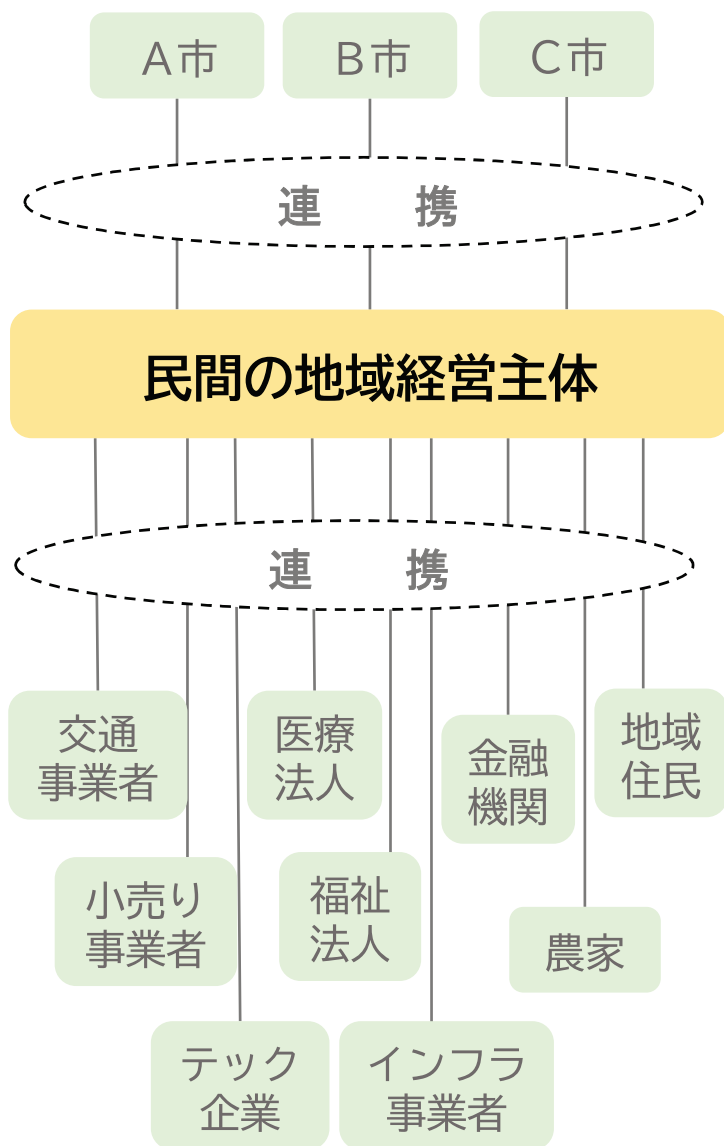
- ✓ 自治体のみで行われていた地域経営に民間主体が参画。人材・情報・ノウハウ等の資源を注入。
- ✓ 当該民間主体が地域の各種事業者間の連携を促進し、シナジー効果を創出。
- ✓ 当該民間主体がハブとなって、複数自治体の連携を図り、地域間の協力・相互補完関係を構築。

- これを踏まえ、国土交通省において、“民間の地域経営主体”の活動を支援し、「地域生活圏」の形成を促進。

自身が持つ人材・情報・ノウハウ等のリソースを活用しながら、
地域内外の様々な主体をつなぎ、地域全体のマネジメント・課題解決を行う
“民間の地域経営主体” を支援

“民間の地域経営主体”を中心とする地域の取組により、
日常の暮らしに必要なサービスが持続的に提供される
「地域生活圏」 を形成

地域生活圏の姿



● 例えば…

【交通】

地域経営主体の支援の下、自治体にて公共ライドシェアを導入。
地域経営主体がハブとなって、タクシー・バス事業者と調整を行い、
運行システムの共有等の協力関係を構築。

⇒ 学生や高齢者を含む地域住民の移動の足を確保。

【買い物】

地域経営主体が隣接都市のスーパーに働きかけ、小売店が不足する集落への移動販売を導入。加えて**外部地域のITスタートアップ企業との連携**により、ドローンによる宅配事業も実施。

⇒ 集落住民の食料品の買い物が困難なく可能に。

【医療】

地域経営主体が地域の医療機関、医療機器メーカー、モビリティ企業らをつなぎ、医療機器・オンライン診療機能を搭載した専門車両による訪問診療を可能に。

⇒ 高齢者を中心とする医療難民の発生を防止。

【農業】

地域経営主体が農業法人とテック企業をつなぎ、ICT技術を導入。
宿泊業との連携も仲介し、二地域居住者を作業員として受け入れ。
⇒ 営農が効率化し、後継者不足の農家から農地を受け入れ。耕作放棄地の発生及びこれに伴う害虫・鳥獣被害や景観悪化を防止。